

○東京都栄誉賞表彰規則

平成一六年九月八日

規則第二六三号

東京都栄誉賞表彰規則を公布する。

東京都栄誉賞表彰規則

(目的)

第一条 この規則は、特に顕著な業績により、広く都民に敬愛され、社会に明るい夢と希望と活力を与え、東京都の名を高めた者に対し、東京都栄誉賞(以下「栄誉賞」という。)を贈ってこれを表彰することにより、その栄誉をたたえることを目的とする。

(表彰者)

第二条 栄誉賞の表彰は、東京都知事(以下「知事」という。)が行う。

(表彰の対象者)

第三条 表彰は、業績が特に優れ、顕著であったと認められる都民に対して行う。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、都民以外の者に対し、表彰を行うことができる。

(欠格条項)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、表彰を受けることができない。

- 一 この規則により、既に同一の事績で表彰を受けている者
- 二 刑事事件に関して、現に起訴されている者又は刑に処せられた者(刑の消滅した者を除く。)
- 三 その他表彰することが適当でないと認められる者

(被表彰者の選定)

第五条 被表彰者の選定は、知事が行う。

(表彰の方法)

第六条 表彰は、表彰状を贈呈して行い、副賞を添えるものとする。

(表彰の時期)

第七条 表彰は、随時行う。

(表彰の事務)

第八条 表彰に関する事務は、生活文化局において行う。
(平一九規則一五一・平二二規則一六七・一部改正)

(委任)

第九条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一九年規則第一五一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二二年規則第一六七号)

この規則は、平成二十二年七月十六日から施行する。